

第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員に研修等を行う税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項の審議を行う国税審査分科会、税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分などについての審議を行う税理士分科会並びに酒類の表示基準の判定などの審議を行う酒類分科会を置いている。

おって、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価額に関して調査審議する土地評価審議会がある。

(2) 令和5年度における主な機構改正

イ 税務行政のデジタル化への対応

近年のデジタル化による業務改革や高度なデータ分析による調査・徴収事務の効率化・高度化を進めていくため、システム部署の強化を図るとともに、デジタル化の推進を組織

的に進める観点から、東京国税局に情報システム部を新設した。

ロ 新たな国際課税ルールへの対応

国税庁として、新たな国際課税ルールに対応するため、国際的な議論に参画し、制度執行のための各国共通のガイドラインの策定を進めるとともに、国内の事務運営の在り方などに係る検討を行う必要がある。制度導入後は、具体的な多国籍企業の課税額の配分について、個別に多国間協議を行う必要があることから、これらの新たな国際課税ルールに係る事務運営等を検討し、適切な制度運営を推進していく体制を確保するため、国税庁長官官房国際業務課に課長補佐 2 人、国税庁調査査察部調査課に課長補佐 1 人を増設した。

ハ 消費税不正還付や国際的な租税回避等への対応

消費税不正還付事案に係る処理困難事案を集中的に行うことでノウハウを蓄積し効率的に処理していく体制を確保するため、東京国税局徴収部に特別国税徴収官 1 人を増設した。

また、経済社会の国際化に伴う国際的な徴収回避事案の増加に適正に対応するために、大阪国税局徴収部特別国税徴収官に国際税務専門官 1 人を増設した他、国際課税分野における国税局間の調査支援を事案選定等から行うとともに、調査支援件数を増加させるため、東京国税局及び大阪国税局調査第一部国際調査課に国際税務専門官各 1 人を増設した。

その他、審理課又は審理官が設置されていない沖縄国税事務所に、審理面の司令塔として、税目横断的な調査支援や不服申立事務に対応するため、審理官 1 人を新設した。

ニ 日本産酒類の振興への対応

日本産酒類振興のための輸出拡大を推進していくため、将来的に輸出促進に取り組む可能性のある事業者の育成等を図り、国税庁として輸出促進等の施策に係る補助金業務等を通じて積極的に取り組んでいく必要があることから、仙台国税局及び名古屋国税局課税第二部酒類業調整官に酒類業振興専門官各 1 人を増設した。

ホ 業務センター室拡充への対応

令和 3 年度に、税務署における内部事務を集約処理することを目的として各国税局・沖縄国税事務所に設置した業務センター室において、令和 5 年度に対象となる税務署を拡大したことに伴い、適正な事務処理の確保や管理体制の強化を図る観点から、各国税局総務部に統括国税管理官及び主任国税管理官を増設した。

ヘ その他

資料情報業務を通じて、局内の調査事務運営や施策に関与し、組織的・戦略的な運営を実現するとともに、資料情報分析機能を充実させることで、組織全体の調査パフォーマンスの向上を図るため、大阪国税局課税第一部に資料総括課を増設した。

2 定員

(1) 概要

令和 5 年度における国税庁職員の定員は、5 万 5,985 人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の 96.6%に当たる 5 万 4,093 人が配置され、国税庁本庁 1,100

人（構成比2.0%）、税務大学校328人（同0.6%）、国税不服審判所464人（同0.8%）となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の61.6%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、16.1%が国税債権の管理・徴収事務に、5.9%が業務センター室で集約処理をしている内部事務に従事し、残り16.4%は総務事務等に従事している。

(2) 令和5年度における定員の増減

令和5年度予算においては、消費税不正還付や国際的な租税回避等への対応、インボイス制度の円滑な導入への対応等のため、1,178人の定員増が認められた。一方で「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）等に基づく定員合理化数等が△1,141人であることから、国税庁の定員は、37人の純増となった。

表31

機構改正主要事項一覧表

（令和5年7月改正分）

区分	機構名	設置数	備考
国税庁	課長補佐	3	長官官房国際業務課 調査査察部調査課
国税局	統括国税管理官	16	総務部（東京6、金沢、名古屋2、大阪4、広島、高松、福岡）
	主任国税管理官	164	総務部（札幌2、仙台4、東京66、金沢8、名古屋21、大阪42、広島8、高松6、福岡6、沖縄）
	情報システム部	1	（東京）
	資料総括課	1	課税第一部（大阪）
	酒類業振興専門官	2	課税第二部酒類業調整官（仙台、名古屋）
	特別国税徴収官	1	徴収部（東京）
	国際税務専門官	3	徴収部特別国税徴収官（大阪） 調査第一部国際調査課（東京、大阪）
審理官	1	（沖縄）	

第2節 任用及び採用試験

1 任用

令和5年7月の定期異動に当たっては、適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配意の上実施した。

なお、定期異動数は、次のとおりである。

指定官職	2,896人
その他の職員	20,071人

おって、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局	829人
仙台国税局	1,086人
関東信越国税局	2,256人
東京国税局	6,409人
金沢国税局	564人
名古屋国税局	2,223人
大阪国税局	2,922人
広島国税局	1,201人
高松国税局	586人
福岡国税局	1,029人
熊本国税局	714人
沖縄国税事務所	252人
合 計	20,071人

2 採用試験

(1) 総合職試験

2023年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、令和6年4月1日付で14人（内女性7人）を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

院卒（行政）	2人
院卒（化学・生物・薬学）	2人
院卒（農業科学・水産）	1人
院卒（工学）	1人
大卒（法律）	1人
大卒（経済）	3人
大卒（政治・国際）	1人
大卒（教養）	1人
大卒（農業科学・水産）	2人
合 計	14人

(2) 国税専門官採用試験

2023年度国税専門官採用試験は、第1次試験が令和5年6月4日に、第2次試験が令和5年6月30日から7月14日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和6年4月1日付で945人（内女性295人）を採用した。

なお、令和5年度から新試験区分である国税専門B（理工・デジタル系）を創設した。
おって、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	14,093人	(475人)
1次合格者数	5,729人	(218人)
最終合格者数	3,274人	(147人)
採用者数	945人	(81人)
国税局別採用者数		
札幌国税局	30人	(3人)
仙台国税局	39人	(7人)
関東信越国税局	72人	(10人)
東京国税局	334人	(21人)
金沢国税局	22人	(2人)
名古屋国税局	98人	(8人)
大阪国税局	176人	(10人)
広島国税局	48人	(7人)
高松国税局	23人	(2人)
福岡国税局	61人	(6人)
熊本国税局	31人	(2人)
沖縄国税事務所	11人	(3人)

※（ ）内は、国税専門B（理工・デジタル系）区分での人数を内書きで示す。

(3) 税務職員採用試験

2023年度税務職員採用試験は、第1次試験が令和5年9月3日に、第2次試験が令和5年10月11日から10月20日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和6年4月1日付で713人（内女性295人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	4,952人
1次合格者数	2,403人
最終合格者数	1,367人
採用者数	713人
国税局別採用者数	
札幌国税局	24人
仙台国税局	47人
関東信越国税局	103人
東京国税局	177人
金沢国税局	15人
名古屋国税局	69人

大阪国税局	117人
広島国税局	41人
高松国税局	26人
福岡国税局	38人
熊本国税局	50人
沖縄国税事務所	6人

(4) 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

職員の年齢構成の変化等への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者を対象にした2023年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）を実施した。

国税庁経験者採用試験（国税調査官級）は、第1次試験が令和5年10月1日に、第2次試験が令和5年11月3日、4日、5日、11日又は12日のうち指定する日に、第3次試験が令和5年12月2日又は3日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和6年4月1日付で54人（内女性12人）を採用した。

(5) 障害者選考試験

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」において、人事院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者を対象とした選考試験を平成30年度より導入することとされた。

なお、2023年度障害者選考試験は、実施されなかった。

(6) 障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」及び平成30年12月21日付閣人第887号・人企-1426「障害者を対象としたステップアップの枠組みについて」（通知）を踏まえ、令和5年度障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）は、第1次選考が令和6年1月13日に、第2次選考が令和6年2月8日、9日、13日又は14日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和6年4月1日付で6人（内女性5人）を採用した。

(7) 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）

「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）」に基づき、2023年度国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）は、第1次選考が令和5年10月29日に、第2次選考が令和5年12月6日から12月11日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和6年4月1日付で13人（内女性2人）を採用した。

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

(1) 人事院勧告及び給与法改正

人事院は、令和5年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職職員の給与の改定に関する勧告を行った。本年の勧告では、民間給与との均衡を図る観点から、初任給及び若年層を中心とした俸給月額の上上げ、期末手当及び勤勉手当の上上げ並びに在宅勤務等手当の新設等が報告された。

その後、令和5年10月20日の閣議で、勧告どおり給与改定を行うことが決定され、令和5年11月24日に給与法が公布された（在宅勤務等手当（令和6年4月1日実施）以外は令和5年4月1日から実施）。

(2) 級別定数

職員構成及び職務の実態を踏まえ、関係当局に対し給与等の改善を要望するなど、職員の処遇の維持・改善に努めた。

なお、令和5年度における級別定数（税務職）は表32のとおりである。

表 32

級別定数（税務職）

級	予算定員（人）
10級	3
9級	129
8級	566
7級	1,691
6級	12,205
5級	13,333
4級	8,654
3級	5,906
2級	5,448
1級	6,635
計	54,570

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康を保持増進するための福利厚生施策を推進し、共済組合事業を適切に運営した。

(1) 福利厚生施策

イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施

し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ 心の健康づくりについては、①専門医等による相談体制や職場復帰支援体制の整備、②知識の普及と正しい理解のための健康教育等の計画的な実施、③ストレスチェックの円滑な実施を通じて、その充実に努めた。

ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

(2) 共済組合事業

共済組合では、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上のため、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行った。

3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適切な貸与を行った。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、平成17年4月に「国税庁特定事業主行動計画」を策定した。

令和3年1月には、政府全体の取組指針である「国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組指針」の一部改正や、「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」の改正を踏まえ、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする「第IV期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

2 具体的な両立支援に対する主な取組

両立支援に対する取組（①両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革、②各種相談体制の充実、③人事上の配慮等、④男性職員の家庭生活への関わり推進、⑤事務計画・事務分担の見直し等、⑥休暇制度等に関する関係機関への働き掛け、⑦研修参加の際の配慮、⑧超過勤務の縮減、⑨年次休暇の取得促進、⑩保育施設等に関する情報提供等、⑪テレワークの拡大・推進、⑫サテライトオフィスの整備等、⑬人事評価への反映、⑭ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰）を実施し、性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず全ての職員が活躍できるようワークライフバランスを確保し、職員が気兼ねなく両立支援制度を利用できる職場環境の醸成に努めている。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に対処しており、令和5年中は46人（前年32人）に対して懲戒処分を行った。

2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて監察事務を実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

非行の根絶に向け、監察官及び国税局・税務署の幹部が講師となって重疊的に予防講話を実施したほか、監察官による巡察の際には、監察官が幹部職員に対し、部下職員に対する指導・監督や風通しの良い職場環境の醸成の重要性を認識させ、的確な身上把握や事務管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員の動向を把握するなど、国税庁及び国税局・税務署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行の早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の未然防止にも重要であることから、あらゆる機会を通じ、効果的な資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

第6節 事務の管理・企画

1 行政サービスのデジタル化の推進

我が国の行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、事務が複雑・困難化するなど、大きく変化しており、行政サービスの充実のためにデジタル及びデータの一層の活用が重要となっている。

こうした状況の下、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進め、国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示した政府方針である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和5年6月に閣議決定された。

国税庁では、政府方針等に沿って、システム改革及び納税者利便の向上策や業務効率化に向

けた取組を実施している。

(1) 国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムである。

国税庁においては、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」を目指していくこととしており、これを支えるインフラとして、令和8（2026）年度の本格導入に向けて、次世代システム（KSK2）の開発を進めている。

(2) e-Tax（国税電子申告・納税システム）の運用

e-Taxは、国税に関する申告、申請・届出等及び納税の手続について、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムである。

国税庁は、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの全国での運用を平成16年6月に開始した。

e-Taxの利用状況は年々拡大しており、更なる利用拡大に向けて、納税者の声を踏まえ、システムの改善等を図っている。令和6年5月には、これまで複数存在していたe-Taxの入口を1つに整理するとともに、スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれからも同一のメニューを利用できるよう、UI/UXの改善を行った。

また、e-Taxの利用拡大は、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを実現する上で不可欠である。そのため、e-Taxのより一層の利用拡大に向けて具体的な中期目標を定めるとともに、関係民間団体等を通じてe-Taxの利用勧奨を実施するなど、官民が連携し、計画的な取組を行っている。

e-Taxの利用状況については、表33のとおりである。

表33 e-Taxの利用状況

手 続	オンライン利用率（%）		オンライン利用件数（千件）	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
法人税申告	84.9	86.2	2,583	2,675
所得税申告	65.7	69.3	16,917	18,394
相続税申告	29.5	37.1	61	85
国税納付手続	35.9	39.0	17,412	19,302

(注) 新型コロナウイルス感染症への対応により、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたこと（令和3年分）に伴い、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日まで集計。

(3) システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、そのシステムに障害が発生した場合、国民に多大な影響を与えると同時に、税務行政に対する信頼を損なうことになりかねないことから、機器を定期的に更新する等、システムの安定的な運用を図っている。また、

情報セキュリティの観点からは、国税庁が保有・蓄積する大量の納税者情報の漏えい等を防止するため、業務用パソコンをインターネットから物理的に分離しているほか、情報セキュリティに関する監査や研修を定期的実施するなどの取組を進めている。

2 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図ることのほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

令和5年度に各国税局・沖縄国税事務所等が受理した提案件数は、6,792件であった。

応募された提案のうち、178件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委員会（委員長 国税庁次長）が審査を行い、91件の入賞提案を決定した（優秀1件、佳作10件、有効80件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

また、令和元年度からは、提案制度がより活性化されるよう、これまでの優秀・佳作に加え、国税庁に進達された提案のうち、国税庁において報賞すべきと認められたものについて、有効提案として報賞することとした。

（注）付表第50表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照。

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

「令和5年度予算編成の基本方針」（令和4年12月2日閣議決定）に基づき、国税庁関係予算については、経済取引の複雑化・国際化、ICT化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、適正・公平な賦課及び徴収を実現するために必要な経費が措置された。

なお、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」及び「各府省システム」に係る予算については、政府情報システム関連予算としてデジタル庁に一括計上されている。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

- ・ 事務の合理化・効率化の推進
- ・ 納税者利便向上
- ・ 国際化への対応
- ・ 職場環境の改善
- ・ 税制改正への対応
- ・ 社会保障・税番号制度への対応
- ・ 酒類業の振興

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の令和5年度一般会計当初予算の総額は、6,416億5,171万円であったが、前年度予算の繰越額、予算の移替え及び第1次補正予算の増減額により、予算現額では、7,613億1,073万円となった。

ロ 決算

令和5年度の執行状況は、表34のとおりである。

表34 予算の執行状況

【一般会計】

項	区分		補正 増△減額	予算移替 増△減額	流用等 増△減額	予算現額	支出 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
	当初 予算額	繰越 額							
(組織) 国 税 庁	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(項) 国 税 庁 共 通 費	572,387	0	△118	0	(±1,368)	572,269	560,846	1,612	9,811
(項) 税 務 業 務 費	60,872	1,413	4,054	0	0	66,339	62,029	1,618	2,692
(項) 国 税 庁 施 設 費	2,818	915	0	0	0	3,734	3,224	215	295
(項) 国 税 不 服 審 判 所	4,606	0	87	0	0	4,693	4,523	0	170
(項) 独立行政法人酒類総合研究所運営費	969	0	221	0	0	1,190	1,190	0	0
(項) 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費	0	103	130	0	0	233	103	130	0
(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費	0	4,146	0	108,707	0	112,853	86,532	26,039	282
計	641,652	6,578	4,375	108,707	(±1,368)	761,311	718,447	29,614	13,250

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表35のとおりである。

表35 徴税コスト

区 分	令和4年度	令和5年度
決 算	円 1.07	円 1.06

2 営繕

庁舎については、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施し、執務環境の改善を図った。

宿舎については、外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出された後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としている。これらを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

イ 争点主義的運営

ロ 合議の充実

ハ 納得の得られる裁決書の作成

2 審査請求の状況

令和5年度における審査請求事件の請求件数は3,917件で、前年度（3,034件）に比べて883件（29.1%）増加している（表36参照）。

また、税目別の構成割合をみると、申告所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が24.6%、源泉所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が1.4%、法人税等（地方法人税及び復興特別法人税を含む。）事件が17.2%、相続税・贈与税事件が3.0%、消費税等（地方消費税を含む。）事件が48.1%、徴収関係事件が5.5%、その他の税目の事件が0.3%となっている。

表36 審査請求の状況

区 分	令和4年度		令和5年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申告等 所得税	829 件	27.3 %	965 件	24.6 %
源泉等 所得税	46	1.5	53	1.4
法人税等	550	18.1	672	17.2
相続税・ 贈与税	111	3.7	119	3.0
消費税等	1,235	40.7	1,883	48.1
徴収関係	209	6.9	214	5.5
その他	54	1.8	11	0.3
合 計	3,034	100.0	3,917	100.0

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。
また、各区分の構成割合は四捨五入により算出しているため、それらの和は合計と一致しないことがある。

3 審査請求の処理状況

令和5年度において処理した件数は、2,873件で、前年度(3,159件)に比べて286件(9.1%)減少している(表37参照)。

また、処理態様別の構成割合をみると、却下(審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの)が10.4%(前年度12.2%)、棄却(納税者の主張が認められなかったもの)が66.5%(前年度71.6%)である。

一方、全部認容及び一部認容(納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの)は9.7%(前年度7.1%)であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが13.4%(前年度9.1%)となっている。

なお、令和5年度末の未済件数は3,340件であり、前年度末の未済件数(2,296件)に比べて1,044件(45.5%)増加している。

表37 審査請求の処理状況

区 分	令和4年度		令和5年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取 下 げ	件 286	% 9.1	件 386	% 13.4
却 下	385	12.2	298	10.4
棄 却	2,263	71.6	1,910	66.5
全部認容及び一部認容	225	7.1	279	9.7
変 更	—	—	—	—
合 計	3,159	100.0	2,873	100.0

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、令和5年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中は新たに5件が提起され、1件が終結（取下げ1件）したため、年度末の係属件数は4件である。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、令和5年度当初の係属件数が5件であったところ、当年度中に新たに2件が提起され、うち1件が終結（国側勝訴1件）したため、年度末において6件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、令和5年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中に新たに1件が提起され、終結はなく、年度末の係属件数は1件である。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学等を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

(1) 新規採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験、障害者を対象とした選考試験及び国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による新規採用者に対して採用直後から1年間、原則、全寮制により実施する研修であり、令和6年度4月から5か所の地方研修所において行っている。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要な実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、普通科第83期生797人が修了した。

ロ 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者等に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、専門官基礎研修第53期生1,193人が修了した。

ハ 社会人基礎研修

社会人基礎研修は、経験者採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

社会人基礎研修の研修目的は、公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項並びに調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

社会人基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目、実務において優先度・重要度の高い項目を習得させる実務科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、社会人基礎研修第7期生46人が修了した。

(2) その他の研修

イ 中等科

中等科は、普通科卒業後3年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

中等科の研修目的は、調査・徴収事務に必要な知識、技能を習得させることにある。

中等科の教育課程は、税法科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、中等科第9期生694人が修了した。

ロ 専攻税法研修

専攻税法研修は、国税専門官採用試験により採用され、その年の専門官基礎研修を修了した者等に対して実施する研修であり、7月から2か月間行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基本的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、専攻税法研修第14期生1,189人が修了した。

ハ 本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから5年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、7月から1年間行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、個人課税班90人、資産課税班37人、法人課税班156人、管理運営班12人、徴収班39人、計334人が本科第59期生として修了した。

ニ 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から7か月間行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、専科第50期生970人が修了した。

ホ 国際科

国際科は、国際租税セミナー基礎コース（平成24年度に廃止）又は通信研修国際課税Ⅱ修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から5か月間行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実

務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、国際科第44期生98人が修了した。

へ 専攻科

専攻科は、通信研修審理Ⅱ修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から4か月間行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、専攻科第16期生100人が修了した。

ト 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、4月から1年3か月間（実証研究は2年3か月間）行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務又はデータ分析に関する高度な専門的理論を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務若しくはデータ分析に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめさせることにより、より高度な専門的理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、聴講生として、東京大学、一橋大学及び神戸大学大学院に、並びに博士前期（修士）課程受講者として、理論研究では東京大学大学院、一橋大学大学院、早稲田大学大学院、大阪大学大学院及び名古屋大学大学院に、実証研究では滋賀大学大学院及び立教大学大学院に研究員を派遣した。

令和5年度においては、研究科第58期生2人及び第59期生26人が修了した。

チ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が9年以上（国税専門官採用試験採用者は5年以上）の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、8月から5か月間行っている。

評価特別研修の研修目的は、不動産その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、評価特別研修第10期生21人が修了した。

リ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が6年以上、かつ、

酒税行政事務の経験年数が1年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、1月から5か月間行っている。

酒税行政研修の研修目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得並びに②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養成に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、酒税行政研修第10期生13人が修了した。

ヌ 税務理論研修

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて約3年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広くかつ高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

税務理論研修の教育課程は、①租税法の基礎理論等の習得並びに高度な税法解釈及び適用能力の養成、②危機管理等に関する基本的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、税務理論研修第41回生9人が修了した。

ル データ活用研修

データ活用研修は、部内経験年数が5年以上、かつ、情報システム又は内国税の賦課・徴収に関する事務の運営経験年数が1年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、4月から3か月間行っている。

データ活用研修の研修目的は、データ活用等の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

データ活用研修の教育課程は、①データ活用に必要となる基礎的な知識の習得、②データ活用に必要となる基礎的な分析手法に関する知識や技術の習得及び③実務における諸課題について適切な対応策や施策等を企画立案できる実務能力の向上に重点を置いて編成している。

令和5年度においては、データ活用研修第3期生40人が修了した。

3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

令和5年度においては、25コースを計画、実施しており、2,390人が修了した。

(2) 地方短期研修

地方短期研修は、原則として統一された実施方針により、主として税務署の職員に対して、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として、審理（特別）研修を実施している。

令和5年度においては、294人が修了した。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、実務語学（英語、韓国語及び中国語）を実施している。

令和5年度においては、1,783人が修了した。

表38 税務大学校の研修人員

研修の種類	令和4年度	令和5年度
	人	人
普通科	936	797
専門官基礎研修	1,348	1,193
社会人基礎研修	73	46
中等科	686	694
専攻税法研修	1,334	1,189
本科	340	334
専科	1,051	970
国際科	99	98
専攻科	100	100
研究科	28	28
評価特別研修	25	21
酒税行政研修	13	13
税務理論研修	7	9
データ活用研修	40	40
本校短期研修	2,203	2,390
地方短期研修	544	294
通信研修	1,830	1,783

(注) 研修人員は修了者を示す。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究や税務データの利活用に係る外部有識者との共同研究等を行っているほか、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、開発途上国の税務職員を対象とした研修等を実施している。

なお、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、「税を考える週間」に合わせ

て、広く一般の方々を対象とした「公開講座」を、平成6年度から実施している。

また、令和4年度の「公開講座」から実施期間中は24時間いつでも受講ができるように、オンデマンドによる配信にするとともに、令和5年度においては、実施期間を令和4年度の7日間から21日間へと大幅に拡大した。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会には、試験委員及び懲戒等審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の受験資格の認定の審議、試験科目の一部免除の認定の審議、税務職員等にかかる研修の指定・検証、合格の取消し等、税理士試験の執行及び実務補習団体等が実施する税法に関する研修の指定（税理士法第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、税理士法施行規則第1条の3、第2条の9）
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条、第48条、第48条の20）
- (4) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準を定めようとするときの審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (5) ①酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後、②酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後、③酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)及び(3)、酒類分科会は(4)及び(5)の事務を所掌している。

3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

委員のうち、試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒等審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

令和6年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである（敬称略）。

会 長 佐藤 英明

会長代理 土居 丈朗

委 員 秋葉 賢一、石田 千、遠藤 みどり、大倉 治彦、太田 直樹、鹿取 みゆき、川北 力、川嶋 三恵子、木村 純子、小関 卓也、小林 健彦、立道 昌幸、手島 麻記子、中川 丈久、中空 麻奈、廣重 美希、藤谷 武史、山口 裕之

4 国税審議会の開催状況

令和5年7月1日から令和6年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおりである。

国税審議会

令和5年12月5日開催（第26回）

税理士分科会

令和5年11月22日開催（第107回）

令和5年12月14日開催（第108回）

令和6年5月28日開催（第109回）

令和6年5月31日開催（第110回）

5 税理士試験

令和5年度（第73回）税理士試験

令和5年8月8日から8月10日まで実施し、同年11月30日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 41,256人

受験者数 32,893人

合格者数 600人

一部科目合格者数 6,525人

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者等を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

令和6年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、令和6年5月に審議された。